

教材費等の学校徴収金の公会計化について

文科省は、学校の働き方改革の一環として、学校徴収金の徴収・管理については「基本的に学校以外が担うべき業務」としています。具体的には、学校徴収金を公会計化して、自治体本体段階、教育委員会段階で徴収・管理を行うこととなっています。今回は、この学校徴収金の公会計化について解説します。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

教材費等の学校徴収金の「公会計化」とは

公会計化とは…

- ・自治体会計の歳入・歳出として組み込むこと。

→保護者の私費負担としている教材購入等の経費徴収を自治体の歳入予算として計上し、教材購入等のための経費を歳出予算として計上・支出すること。保護者からの徴収金を自治体の歳入予算とすることは、市町村民税と同様の扱いとなり、徴収事務は学校ではなく、自治体本体や教育委員会が行うということになる。

学校徴収金の公会計化を促す文科省通知

給食費について	<p>給食費については無償化が進行しているが、文科省が「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について(通知)」(2019年7月31日)で公会計化を求めており、給食有償化での自治体での公会計化がすすんでいる。</p> <p>学校給食法において、食材の費用は保護者負担とすることが規定されており、保護者から徴収する給食費を自治体の「公会計化」とすることにはあまり問題がない。</p>
教材費等について	<p>教材費等の学校徴収金については、公会計化する場合の法的根拠が曖昧で自治体からも国に対して根拠を示すことなどの要望が寄せられていた。</p> <p>文科省は2025年4月30日付で各教育委員会に教材費等の学校徴収金の公会計化を促す通知を出した。通知の中で、教材費等の学校徴収金の公会計化に係る法的根拠として、</p> <p>「学校の教育活動を効果的に実現するための教材費や修学旅行費等について、学校設置者は、学校教育法等の規定により当該学校教育活動に対する責任を有していることから、各学校を設置する地方公共団体の公会計により取り扱い、教材の購入等に必要経費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者の徴収金を歳入予算として計上することが可能である」</p>

と示している。
通知の中で、次の2点について各教育委員会にとりくみを促している。
・副読本、ワーク・ドリル、実験実習費、調理実習費などの教材費、校外活動費などについては、公会計化し、その徴収・管理を地方公共団体の業務として行うためのとりくみの推進。
・卒業アルバム代、制服・体操服・上履きなどの代金については学校を經由せず保護者と業者等の間で直接支払い等を行うなどのとりくみの推進。

教材費等の学校徴収金公会計化の利便と留意点

- ・公会計化により、徴収業務や収納金銭管理・会計処理、監査対応などについて学校の負担軽減がはかれることと、多様な納付方法も可能となることから保護者にもメリットがある。滞納の減少にもつながる。
- ・学校で徴収している教材費等は給食費と異なり、同一自治体であっても学校毎に、徴収金額、購入品等が異なっているため、小学校毎、中学校毎の費目、徴収金額、購入品等を自治体内で調整をはかる場合がある。
- ・保護者からみれば第2の市町村民税ともいえる。公会計化する場合でも、義務教育無償の観点に立って、徴収金額をできるだけ少なくする保護者負担軽減への配慮が必要不可欠である。

各自治体で教材費等の学校徴収金公会計化の推進を

2025年の通常国会で成立した給特法等改正法の附帯決議において、学校徴収金の公会計化の推進が盛り込まれ、9月26日付の給特法等の一部改正の施行に向けた文科省通知においても公会計化が促されている。東京都町田市などで教材費等の公会計化が行われているが、教材費等の学校徴収金の公会計化は、学校の業務軽減につながるものなので、全ての教育委員会で実施してほしい。

【参考：文科省通知】

[学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）](#)